

保存版



AOBA

【令和8年度版】

1年間保存してください。  
2026年4月1日～2027年3月31日

青葉福祉保健センター（青葉区総合庁舎内）

代表 ☎978-2323

〒225-0024 横浜市青葉区ケ尾町31-4  
（平日の窓口受付終了時刻は17:00です。）

# 福祉保健センターからのお知らせ

※令和8年度の事業は、市会の議決を条件とします。また、制度について変更があった場合には、広報などでお知らせします。 ※紙面中、特に記載がない場合、市外局番は横浜「045」です。

## 福祉と保健に関する相談窓口

【問合せ】高齡・障害事務係（2階34番窓口） ☎ 978-2445 FAX 978-2427  
子育て支援担当（2階37番窓口） ☎ 978-2457 FAX 978-2422

●青葉福祉保健センターでは、ソーシャルワーカーと保健師が福祉と保健に関する相談に応じています。相談の内容は、高齡者（介護保険などの申請を含む）、身体障害、知的障害、精神障害、ひとり親家庭、DVに関する事などです。相談を受けた後、各担当に引き継ぎ、適切なサービスの提供につなげています。

※18歳以上は34番窓口、18歳未満は37番窓口となりますが、精神障害については年齢にかかわらず34番窓口にお越しください。

### 生活保護・生活困窮者自立支援

【問合せ】生活支援係（3階65番窓口） ☎ 978-2446 FAX 978-2416

●生活にお困りの方はご相談ください。生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、他の利用できる制度についてご案内します。  
●生活困窮者自立支援制度では、ハローワーク等と連携したお仕事探しや生活費のやりくりについての相談ができます。

## 高齡者、障害児・者に関すること

### 心の健康に関すること

【問合せ】障害者支援担当（2階34番窓口） ☎ 978-2453 FAX 978-2427

あらかじめお問い合わせのうえお越しください。月～金（平日） 8:45～17:00（12:00～13:00を除く）

種別	日程	内容
精神保健福祉相談（メンタルヘルスに関する相談）	月～金曜日	心の病等で悩んでいる人や家族の相談に応じます。医療機関・社会復帰施設などの情報提供や医療費、在宅サービスの相談などもお受けします。
精神保健相談（予約制）	月3回	心の病の有無や治療の必要性などについて、専門医が相談に応じます。
生活教室（ねむの会）（要相談）	週1回	心の病のある人がグループ活動を通して、仲間づくりや社会参加を目指しています。
精神障害者家族教室	年6回	心の病のある人の家族を対象に、病気への理解や対応方法を深めます。
アルコール依存症等家族教室（要相談）	月1回 （青葉・緑・港北・都筑区合同）	アルコールや薬物、ギャンブルなどの依存症の問題を抱えている人の家族の集まりです。講師を囲んで病気への理解や対応方法を深め合います。
青葉区精神保健福祉家族会（あおば会）（要相談）	月1回	心の病のある人の家族の会で、病気や社会復帰などについての学習会をしています。
夜間・休日 ころの健康相談（右記へ直接お電話ください）	月～金曜日 17:00～21:30 土・日・祝日 8:45～21:30	こころの電話相談 ☎662-3522 「気分が落ち込む」、「やる気が出ない」、「眠れない」などのこころの健康について、電話で相談をお受けしています。
ほっとサロン青葉（青葉区精神障害者生活支援センター）（右記へ直接お電話ください）	メンタル面でお悩みの人の「居場所＆相談」 「居場所」月～金曜日 9:00～20:00 土曜日 9:00～17:00（居場所としてのフリースペースです。夕食（要予約）の他、散歩・英語・プラモデル・体操・音楽・カラオケなどもあります。） 「相談」月～土曜日 10:00～17:00（心の健康や生活についての相談をお受けします。） 問合せ・相談：☎910-1985 休館日：日曜日・年末年始	
精神障害者入院医療支援金	精神科病院・一般病院精神科病棟に入院している人（月額10,000円）	所得制限あり

### 障害児・者に関すること

すてっぷ・基幹相談支援センター（青葉台2-8-22 ☎988-0222）

障害児・者が地域で安心して自立した生活を送るため、情報提供や一般的な・個別的な相談のほか、緊急時の対応なども行っています。

### 指定難病に関すること

【問合せ】高齡者支援担当（2階34番窓口） ☎ 978-2451～2452 FAX 978-2427

難病相談	難病のある人や家族の日常生活に関する相談を保健師がお受けします。
神経難病交流会（青梨の会）	パーキンソン病や脊髄小脳変性症、多系統萎縮症などの神経難病の患者さんの交流会を行います。（ストレッチ体操や情報交換など）

### 高齡者の予防接種

※お問合せは横浜市予防接種コールセンターへお願いします。

【問合せ】 ☎ 330-8561 FAX 664-7296 受付時間：9:00～17:00（土日祝・年末年始を除く）

- 成人用肺炎球菌ワクチン予防接種（通年）  
対象者：横浜市に住所のある65歳の方。対象年齢の人には案内を送付します。
- 高齡者インフルエンザ予防接種（秋・冬）  
対象年齢など、詳細はお問い合わせください。
- 新型コロナワクチン予防接種（秋・冬）  
対象年齢など、詳細はお問い合わせください。
- 带状疱疹ワクチン（7月～3月）  
対象者の人には6月に案内を送付します。

## 生活衛生に関すること

食品関係営業の許可、食品に関する相談	食品衛生担当（3階61番窓口） ☎978-2463～2464 FAX 978-2423
薬局などの許可、医療系免許の申請	
理容所・美容所・クリーニング所などの開設	環境衛生担当（3階62番窓口） ☎978-2465 FAX 978-2423
住まいの衛生・ハチ・ゴキブリなどの相談	
犬の登録	

### 犬の保護収容業務に正しいご理解を

犬にかまれる事故は、毎年全国で発生しています。「放れている犬がいる」との区民からの通報があれば、福祉保健センターや動物愛護センターでは、その犬の保護収容を行います。この業務は、狂犬病および犬にかまれる事故を防止するとともに、犬を交通事故などから守るためにも大切な仕事です。しかし、残念なことに、これらの業務に従事する職員は、時として非難されたり、あたかもひどいことをしているかのような差別的な発言や対応を受けることがあります。そのことによって職員は心に大きな傷を受けます。皆様が安全で快適な生活を安心して送るための業務であることをご理解いただきますようお願いいたします。



●身近な地域ケアプラザ（地域包括支援センター）でも、高齡・介護などに関する相談に応じています。

相談時間（各施設共通）月～土：9:00～18:00 日・祝日：9:00～17:00

※休館日は施設によって異なりますので、各施設にお問い合わせください。

※休館日及び閉館時間帯は相談専用コールセンターにつながりますが、デイサービスの休み、ケアマネジャーへの連絡については受け付けていません。地域ケアプラザの相談時間に連絡してください。

### 青葉区内の地域ケアプラザ（地域包括支援センター）

名称	所在地	☎	名称	所在地	☎
荏田	荏田町 494-7	911-8001	鴨志田	鴨志田町 547-3	961-6911
もえぎ野	もえぎ野 4-2	974-5402	ピオラ市ケ尾	市ケ尾町 25-6	308-7081
奈良	奈良町 1757-3	962-8821	青葉台	青葉台 2-8-22	988-0222
さつきが丘	さつきが丘 12-1	972-4769	恩田	あかね台 2-8-4	988-2010
美しが丘	美しが丘 4-32-7	901-6665	たまプラーザ	新石川 2-1-15	910-5211
大場	大場町 383-3	975-0200	すすき野	すすき野 1-8-21	909-0071

### 高齡者やその家族に関すること

【問合せ】高齡者支援担当（2階34番窓口） ☎ 978-2449～2452 FAX 978-2427

事業名	内容
ものわすれ相談（予約制）	月に1回、認知症の方やその家族の方を対象に、専門医・ソーシャルワーカー・保健師が、医療・保健・福祉制度などの相談に応じています。
リハビリ教室	脳血管疾患などで後遺症がある人に、疾病のコントロールや再発予防、仲間作り、生活圏の拡大などを目的とした心と体のリハビリ教室を行っています。（おおむね64歳までの人が対象です。）
介護者のつどい	寝たきりや認知症などの高齡者を介護している家族などが集まり、介護についての情報を交換したり、介護者自身の健康について考えたりします。地域ケアプラザなどで開催しています。

### 医療給付制度

【問合せ】①は、高齡・障害事務係（2階34番窓口） ☎ 978-2444 FAX 978-2427  
 ②③は、障害者支援担当（2階34番窓口） ☎ 978-2453 FAX 978-2427  
 ④～⑦は、子ども家庭係（2階37番窓口） ☎ 978-2459 FAX 978-2422  
 ⑧⑨は、健康づくり係（3階63番窓口） ☎ 978-2438 FAX 978-2419  
 ⑩は、保険係（2階27番窓口） ☎ 978-2337 FAX 978-2417

各制度の対象疾病に該当する人は、医療費及び入院時食事代などが援助される場合があります。保険適用外の費用は自己負担になります。

制度の名称	主な対象疾病など	対象年齢	自己負担
①指定難病医療	パーキンソン病、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎など341種類の難病	制限なし	一部自己負担あり※1・2
②更生医療（自立支援医療）	指定医療機関で、障害を軽減したり機能を回復したりするための医療（角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、人工透析療法、じん移植術、唇顎口蓋裂の歯科矯正、抗HIV療法など）	18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの人	原則1割負担※1・2（所得制限あり）
③精神通院医療（自立支援医療）	精神疾患で病院や診療所に通院されている人（指定医療機関のみ）	なし	
④育成医療（自立支援医療）	肢体不自由、視聴覚障害、音声・そしゃく機能障害、心臓・腎臓・その他の内臓障害ほか（指定医療機関のみ）	18歳未満	原則1割負担※1・2（所得制限あり）
⑤小児慢性特定疾病医療	対象疾病は「小児慢性特定疾病情報センター」ホームページをご覧ください。（指定医療機関のみ）	18歳未満※3	原則2割負担※1・2
⑥療育医療	結核・骨関節結核（指定医療機関で長期入院治療を受ける場合）	18歳未満	世帯所得に応じた自己負担あり
⑦養育医療	未熟児等で入院養育が必要な0歳児（指定医療機関のみ）	0歳児	なし
⑧被爆者の子医療費助成	法令に定める疾病	なし	なし
⑨肝炎治療医療費助成	C型肝炎のインターフェロン治療・インターフェロンフリー治療 B型肝炎のインターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療	なし	世帯所得に応じた自己負担あり
⑩重度障害者医療費助成	1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている方 A1・A2の愛の手帳の交付を受けている方 B1の愛の手帳の交付を受けている方、かつ3級の身体障害者手帳の交付を受けている方 1級の精神障害者手帳の交付を受けている方（入院費は除く）	なし	なし

※1 生活保護を受給されている人などは、自己負担がありません。

※2 対象疾病や所得によって負担上限が異なります。

※3 継続して更新手続をされた場合、20歳まで年齢延長可能です。